

令和2年度 第1回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和2年4月3日(金)
13時30分～14時30分
場 所 役場3F 入札室

〈出席者〉 阿川教育長、芦矢委員、大草委員、難波委員、漆谷教育課長

〈欠席者〉 兒島委員

〈議 題〉 1、教育長職務代理者の指名について 【芦矢委員を指名】
2、美郷町ふるさと定住奨学金関係例規の改正について 【継続審議】
3、準要保護児童生徒の認定について 【認定】

○教育課長 それでは失礼いたします。令和2年度第1回的美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。開会にあたりまして教育長からご挨拶をお願いします。

○教育長 失礼します。みなさんこんにちは。わたくし人生の最初の教育委員会でございます。不慣れではございますがよろしくお願ひしたいと思います。季節は春爛漫でございますが、ご存じのように新型コロナウイルスの感染によりピリピリとした神経がですね、ちょっと緊張の連続ではあります。美郷町の方は感染がなく、いいかなと思っております。小学校はちょうど、新学習指導要領がスタートします。このままの状態であれば始業式、入学式は予定通りで行われます。小学生は大和と邑智併せて43名、少しずつ少なくなっているような気がします。無事式が終えられることをお祈りします。

教育長に就任しまだ日が浅いんですけども、何らかの所信表明と言いますか、思いをお伝えしたいと思います。今日は書いたものを用意したので後でご覧いただきたいと思ひます。下の方に「自律」という言葉を書いております。私が最近強く心に思っている言葉でして、おいおい話をさせていただきたいと思ひます。今日はこの書面に失礼させていただきます。

ちょっと座らせていただいて、それでは会議の方を。会議録署名委員さんは、難波委員さんと大草委員さん、会期の方は本日一日でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それから会議録の承認ということですが、会議録は後日送らせていただきますので、その折にはよろしくお願ひしたいと思います。それではさっそくですが諸報告に入らせていただきます。別紙の方をご覧ください。日程の方は私の方がご説明いたします。

4月1日から私の挨拶回りをしておりますけども、まだ終えておらないところがございまして、県の教育長には7日の午前中に訪問する予定であります。

本日はこの後、3時半から町の教職員辞令交付式を教育長室にて行います。式の方にはございません。今後の日程ですが、8日始業式、9日入学式、来賓の出席等に関してはありません。挨拶もありませんので、教育委員会の式辞の方を送っておこうと思ひます。

4月13日は第1回の校長会を邑智小で実施します。16日が全国学力調査ですけども、延期若しくは中止という話しか出ておりませんので、この日はとりあえず中止。16～17日、管内の3市3町教育長会総会がございまして、邑南町矢上の方でございまして、来年度は美郷町の方で行われるようです。

連合会長会議延期、4月24日は県の町村教育長会総会ですが、まだはっきりとしたものは出ておりません。今のところ行われる予定だとは聞いております。残念なのですが、次の4月28日の町教研総会中止、鴨山短歌会も中止ということになりました。

た。

続きまして報告の2番目その下になりますが、令和2年度教育委員会事務分掌について課長の方からご説明いたします。

○教育課長

それでは次のクリップ止めをしている資料が人事異動に関係した資料でございます。事務組織図というA4横のものをご覧ください。昨年度と変わりましたところで、まず課長補佐に吾郷真彦、健康福祉課からで、学校教育係長を兼務します。

一番左のICT支援員と言うところが空欄になっておりますが、貝谷夏美さんという方に勤務いただくことになっております。現在のお仕事の都合上、5月1日からできないということ、今は空欄としております。

吾郷補佐の下ですが、指導主事(県派遣)渡邊英明先生、南口先生の後任です。社会教育ですが、今回宇山、直井2名が異動となりました。社会教育の方が手薄となってしまうのですが、これまで学校教育の係長で勤めておりました氏永を社会教育係長に戻しまして、社会教育主事も発令をいたしました。その下に直井の後任として長野萌、健康福祉課から異動です。主に公民館の方を担当します。それから、図書館係長を氏永が兼務します。その下の岩谷文化財係長の所に文化振興という文言が入りました。文化財・文化振興係長です。これはバリ文化振興をここですることが町長の特命で降りてきております。事務局の方はその他、大きな変更はございません。下の公民館の方をご覧ください。副館長の欄ですが、下から3段目に別府公民館副館長で竹内和博と名前が入っております。これは2月に開館しました悠香の里やなしお、小さな拠点施設ですが、そちらに集落支援員として勤務されます竹内和博さんに別府公民館の副館長という職も受けていただきます。これまで君谷公民館が別府公民館の方も兼務でやっておりましたけれども、別府の公民館の事業を竹内さんにやっていただくということになります。まだ完全に事業の引き継ぎということではできておりませんので、徐々に君谷公民館の副館長、それから公民館主事と一緒に連携しながら、やっていきたいと思っております。事務分掌表につきましては、またあとでゆっくりご覧ください。以上です。

○教育長

なにか。よろしいでしょうか？

では、報告の方を先にさせていただきます。「令和2年度の高校進学先」について、これは課長からお願いします。

○教育課長

高校進学先の一覧表をつけております。今年度の進学先がこのような結果になっております。邇摩高校を予定していた子どもさんが1名島根中央高校に合格されましたので、そちらの方へ進学となりました。以上です。

○教育長

では続いて「新型コロナウイルス感染症防止対策」について課長、お願いします。

○教育課長

色刷りのA3横長の資料がコロナ関係の資料です。まず新型コロナの関係は今まで、県内発生かあるいは三次市で発生した場合には休校という判断基準をこれまでお示ししておりました。その後、3月24日に文部科学省の方から「教育活動の再開にあたっての通知が発出されました。そのなかで、「別添1」の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」と、「別添2」の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」という2つが示されました。いろいろ書いてありますが、基本的にはそれぞれの地域の発生の状況に応じて、感染症対策をしっかりとしたうえで、学校は再開しなさい、ということです。

「全国一斉に休校」ではなく、「地域の事情に応じて」ということが基本線になっていることと、例えば学校の中で児童・生徒に感染者が出た場合、あるいは濃厚接触

者となった場合、それぞれの県の衛生主管部局と充分相談したうえで、休校の形態であったり、日数であったりを決める、要はケースバイケースで考えなさいという方針です。基本的には、「学校の教育活動は継続する」というところがベースです。

先ほどのページの次に4月1日の出された文書がについております。24日に出された文書を改訂する文書が1日に出されまして、どの部分が改訂かといいますと、臨時休業の実施に関するガイドラインの部分がさらに事細かに、こういう場合にはこういうところを見なさいというようなことが、細かく追加をされています。ですので、24日の通知文と4月1日の通知文とをあわせて、私たちが判断するときにはこれを見てということになってまいります。

私たちの考え方のベースとなっているのがこの通知だということをご説明させていただいた上で、この色刷りの紙になりますが、国から出されたガイドラインを踏まえて、美郷町としてはこういう対応を取っていくというので、項目ごとにまとめさせていただいたものです。基本的には上の欄外に書いてありますように、集団発生のリスクが高まる3つの条件を重ならせない、「密閉空間であり換気が悪い」「手の届く距離に多くの人がいる」「近距離での会話や発声がある」といったところといったリスクを避けることを活動の基本におきましょう、ということがまずベースです。

学校につきましては、「現在という状況」が今ですけれども、そこからもし仮に感染が確認された場合、「県内で発生した場合」には学校は今の状態を継続します。感染防止を徹底したうえで現状維持です。「町内および隣接市町で発生した場合」も同じくです。

「児童・生徒・職員の同居の家族又は関係者が発症あるいは濃厚接触者となった場合」についてはその関係している児童・生徒は出席停止、職員は自宅待機、自宅療養というところで、ただ休校にするかどうかというのは県の衛生主管部局と相談して決めるということになります。

さらにその右側ですが、「児童・生徒・職員の感染が判明した場合」にはその児童・生徒は出席停止、職員は自宅待機で、基本的には休校という対応をとるわけです。休校をどの程度にするかというのは県の衛生主管部局と相談したうえで決定をするということになっています。

学校について説明させていただきましたが、あとはそこに基づいて下の部活動であったり、学習支援館であったりといったところを整理しております。社会教育につきましては、今現在公民館については新しい事業は中止なり延期なりしております。継続的にやっていた自主講座についても、公民館が主催するものにおいては休んでいただいております。住民さんが個人的に集まって何かをされるというところについては、そこまで制限はしておりませんが、基本的には今の「3密」の状態を避けるようにということは、公民館の皆さんにお願いしております。

それからその下の図書館についてなんですけど、今現在も開館しておりますし、基本的には県内感染までのところでは今と同じ対応を取っていきます。町内あるいは隣接の市町で発生した場合には、少し対応を変えたいと考えています。開館時間を短くする、あるいは利用も予約制にする、移動図書館車を利用して青空図書館といいますか、そういったところの数を増やして、できるだけ皆さんへのサービスを低下はしませんが、著しいサービス低下にならないようにしていきたいということです。

児童クラブについては、今まで説明させていただいたことと内容的には変わりません。新学期が始まりますが、学校生活ではまず換気をしなさいということと、近距離での会話や発声等についてマスクの使用をしなさいと示されております。

学校の方へは、新学期からは子供たちのマスク持参、マスク着用をお願いすることとしています。それで、今日作ったばかりの文章なんですけど、教育委員会から保

護者さん宛てに出させていただこうと考えています。以上です。

○教育長 報告は以上ですが何かございますでしょうか。それでは私の方からの報告は以上とさせていただきます。では議事の方に入りたいと思います。初めに「教育長職務代理者の指名について」でございますが、芦矢委員さんに引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

○委員一同 よろしくおねがいします。

○教育長 では、よろしくおねがいします。2番目の「美郷町ふるさと定住奨学金関係例規の改正について」主任主事の滝野がご説明いたします。

○滝野主任主事 それではまず「美郷町ふるさと定住奨学金基金条例施行規則の一部改正について」です。このことについて、総務課の例規審査を終えましたので承認のほどお願いいたします。

規則改正の内容についてですが、奨学金の返還を要する場合の「5年」の開始時点について、明確な定めがなかったため、給付終了後、学校に在学する場合はその正規の修業期間終了後とする改正です。

2点目が、様式の修正について迅速に対応したいため、規則から様式そのものを削除する改正です。規則から様式を削除しますが、内規で定めてこれまでの様式を引き続き使用します。2枚目に新旧対照表が付けてありますので、こちらが修正箇所の一覧となります。

第5条、第7条、第10条、第11条はそれぞれ様式の削除になっております。第12条が奨学金の返還についてで、5年の開始時点について明確にするために、「給付終了後」の後ろに「第2条第2号に規定する学校に在学する場合は、その正規の修業期間後。ただし、退学した場合は退学後」が付け加わります。以上です。

○教育長 何かご質問はございますか？

○難波委員 様式を削除されたということはどういったことですか？

○滝野主任主事 今後奨学生にいろいろと柔軟な対応をするために、一部修正したい箇所が出てきそうですが、様式を規則に載せていますと事務が難しくなりますので、規則からは削除させていただいて、内規として様式を定めて使用したいということです。

○教育課長 補足します。この条例そのものがいろんなことを想定したうえで策定したつもりでしたが、実際に始めてみるとこんな様式があったほうがいい、こういう届けがあったほうがいいということがありました。ある様式でも、この項目は書いてもらう必要がない、逆にこの項目があったほうがいいじゃないかということがありました。

そういったところを柔軟に対応していくのに、規則に掲げてあるとそれをまた一つ一つ修正をするたびに委員会にかけさせていただかないといけないということになります。

様式についてこの規則の中に謳わずに、内規として様式を持っておいの方が事務がスムーズではないかということで、ここから削除させていただくということです。

○難波委員 「この限りでない」とかっていう文言でやられては？一文を付けるんです。一応

決めておくけどもいろいろな場合があるので、その時の場合によってはそこまでいらないよという意味合いの文書を一文付ける場合もあります。例えば該当の方が届出が出したいんだけどと言われたら、自分で作られて来たものでよしとするとか。実際どういう風にされるんですか？

○滝野主任主事　もし何か変更があった場合にはまず教育委員会に連絡してもらいます。第10条に「奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める様式により、直ちに教育長に届け出なければならない」ということが書いてあります。まず連絡を教育委員会にしてもらって、こちらから様式を送るようなかたちになるかなと思います。

○難波委員　「様式」ということがあるからなんかちょっと誤解を生むのかなと思うんですけど？

○教育課長　具体的に出てきたのは、この定めた様式以外で、例えば給付が終わった後その人がどういう生活を送っているとか、どこに住んでいるとかそういったものを届出してもらった様式はありません。給付が終わってから、5年間その人が本当に美郷町に定住するのかの確認を毎年取らないといけないんです。追っていかないといけないんですけども、追っていけるような様式をここに定めていませんでした。

ある程度こちらが調査するために提出してもらったものを定めてなかったもので、それをここに入れようとした時に、総務課の方から「様式が増えたり、使わない様式がそのまま残ったりで煩雑になるから、あっさりここから様式を外して別に管理した方がやりやすいのではないか」というアドバイスをもらったのでの改正です。

○教育長　様式が不備だと言うことですか？

○教育課長　足りないものがあったということです。

○難波委員　第10条の「それぞれ当該各号に定める様式」とあるとさも様式があるように思われるから、そこを文書とか何とかのことばにならないとおかしいと思います。何か様式様式というのがあるから何か他にないのかなと。

○芦矢委員　第10条の様式という解釈はもうないということなのでしょうけど。

○教育課長　文言としてですね。

○難波委員　様式はなくなったんじゃないの？と思ったもので。

○芦矢委員　内規規定というのは？

○難波委員　何か他の言葉の方がいいのかなと私は単純に思っただけです。

○大草委員　様式という文言が残っているということが問題ということですね。

○教育課長　ご指摘いただいたところを検討して、また改めて提出します。

○教育長　その件につきましては次回の所でお願ひします。続いて準要保護児童生徒の認定について、お願ひします。

- 滝野主任主事 それでは「令和2年度新入学児童生徒学用品費の前年度支給に係る準要保護仮認定について」です。申請のあった対象者について審査した結果、別紙のとおり仮認定としましたので、承認のほどお願いいたします。
- 申請者は小学校2名中学校3名です。令和元年度の基準で審査しております。所得につきましては平成30年中の所得額です。認定の理由は横長の別紙にあります。それぞれ右の方にあります。仮申請のあった方は、令和元年度の認定を受けている方で、兄弟関係で認定を受けている方の世帯です。支給額は令和元年度の国基準額に準じ、小学校は50,600円、中学校は57,400円を支給しております。令和2年3月30日に支給しております。以上です。
- 教育長 この件につきまして・・・
- 芦矢委員 特に問題はないでしょう。
- 教育長 ご承認いただけますでしょうか。
- 委員一同 (うなづく)
- 教育長 それではご承認いただいたということで、ありがとうございます。議事の方は以上でございます。その他報告事項がございますので、課長からお願いします。
- 教育課長 「いじめ重大事態」についての報告でございます。2月の総合教育会議の時にご報告させていただきました件です。(事例について説明：個人情報につき記載省略)
- 教育長 この件につきまして何かご質問がありますでしょうか。
- 芦矢委員 なんとかいい方向へいけばいいなとずっと願って、その時点では思っていたのですが、これでいくとはっきり「いじめ」として認定というか扱いになるので、今言われた、残っている生徒達のケアが課題としてということですね。重大事態として認定になってしまうということですね。ということは「いじめた」ということを事実として認定された、「いじめた」ということになってしまう。そうなんだと思うとやりきれない。
- 大草委員 人間関係のストレスって、どれぐらいだったのかと。
- 難波委員 一年生の時はいじめとして認められなかったと前回報告されたんですけども。
- 教育課長 「いじめ」という言葉が保護者さんから出てしまいました。
- 芦矢委員 生徒指導上というか、いわゆる学校での今の子供たちの人間関係の中でストレスを感じて、うまく適応できないというか、人間関係がギクシャクというものからやむに止まれぬ、もうこのままずっといてもしょうがないという感じで親さんが動かれていったのじゃないかなというぐらいにしか見えないんですけど。
- いじめが事実、いじめたというのがあったとすると、いじめた側をどう解決していくのか、どこがいけなかったのかということをはっきりしていくことの動きもせざる得ないし、非常に・・・。
- 教育課長 このところは一対一の話の中で子供たちの振り返りというところを学校がしておら

れるので、ある意味終わったと私は解釈をしています。本人たちの中で振り返ってそこはある程度整理されたということです。ただ残された子たちの中に残るものが大きいので、いじめたと言われてしまう子に関しては、正直なところ本当にかわいそうだと思います。ですが、起こっていることを客観的にとらえていくといじめの定義に当てはまってしまいます。裏の感情的なものは表に見えないのですが、起こっていることを単純に整理していくといじめの重大事態に当てはまってしまいます。

○芦矢委員　　もう一つ質問ですが、今いじめに当てはまる、認定されるということにあたっては当然ケース会議を開いたり、関係機関との指導を受けながら認定となるが、外部機関はどういう方々が入るのですか？

○教育課長　　ケース会議のメンバーは学校以外で南口指導主事が入ったり、SSWが入るということもありました。

○芦矢委員　　児童相談所とかは入っていないのですか？

○教育課長　　それは入っていないです。実際のケース会議では、いじめというとらえではなかったです。いじめというのが出てきたというのは、親御さんが言い出されたからです。

○教育長　　トラブルというのは小学校のときからあったようで、そういう人間関係を繰り返しながら成長し、中学校の担任がうまく子どもたちの気持ちをコントロール、こうなんて言うんですか、ストレスをためないようにコントロールしながら、時々休みながら成長してきたわけです。

　　なんとか乗り越えるかなこの人間関係を、少し成長したかなと感じてはいたのですが、いじめという感覚はなかったわけではないのですが、その子のLINEとかケンカとか日常茶飯事なようなところもあったりして、私はまさかこういうような結果になるとは思いませんでした。今思えばもうちょっと手の入れようがあったのかなと。

　　なかなか複雑で難しい集団で、そこが小規模校の欠点でもあるところですが。報告ということで、よろしいでしょうか。それでは終わらせていただきます。ありがとうございました。